

裾野市学校教育施設再編基本計画

令和5年3月

裾野市教育委員会

目 次

1 はじめに	・・・ 1
（1）計画の目的	・・・ 1
（2）計画の期間	・・・ 2
2 市内小中学校の教育環境	
（1）学校規模及び配置の現状	・・・ 2
（2）小学校の現状	・・・ 4
（3）中学校の現状	・・・ 5
（4）施設の現状	・・・ 6
3 再編整備に係る基本的な考え方	
（1）適正規模の基本的な考え方	・・・ 7
（2）適正配置の基本的な考え方	・・・ 9
（3）施設整備の基本的な考え方	・・・ 10
（4）特別支援教育施設（教室）の基本的な考え方	・・・ 10
（5）再編整備の検討上の配慮	・・・ 10
（6）教育的効果として期待できること	・・・ 11
4 具体的な再編計画	
（1）再編の期間	・・・ 12
（2）再編対象学校及び再編の時期	・・・ 12
（3）再編に伴う課題に対する支援措置	・・・ 16
5 その他	
（1）学校給食センター、自校式給食施設	・・・ 17
（2）閉校する学校の跡地利用	・・・ 17
（3）存続する学校施設の建替え、長寿命化工事	・・・ 17

Ⅰ はじめに

(1) 計画の目的

全国的に少子化が進展する中、裾野市においても児童生徒数の減少と学校の小規模化が進んでいる状況であり、今後においてもこの傾向は避けられないものと考えられます。

学校の小規模化は、児童生徒一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、きめ細かな指導が行いやすいという利点がある一方、学校における社会性の育成や学級編制・部活動・教職員の配置数に制約が生じるなど、教育環境の面で様々な影響を及ぼすことが懸念されます。

また、本市では多くの学校施設が昭和 40～50 年代にかけて建設されており、施設の耐用年数を鑑みると、何かしらの対策を取らずに引き続き施設を利用し続けた場合、今後の利用に支障をきたすことが想定されます。

本市の教育理念である「学びあい、高めあいながら、人間性豊かに未来を目指す人づくり」を実現するためには、望ましい教育環境を長期にわたり途切れることなく整備する必要があります。

望ましい教育環境とは、児童生徒が集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力を育み社会性や規範意識を身につけることができる環境であり、この環境を確保し、教育の質の更なる充実に繋げるためには、小中学校の再編整備を行わなければならない状況にあります。

小中学校の再編整備は、「児童生徒数の減少」と「学校施設の老朽化」という課題を解決するだけでなく、未来社会を担う子どもたちのための整備であり、これまで「施設や設備」に費やしてきた支出を「人づくり」のための支出へ充当する、「床」から「人」への教育費の転換を目的としています。

(2) 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度(2023年度)から令和19年度(2037年度)までの15年間とします。

ただし、社会情勢の変化により児童生徒数、学級数に大きな変化があった場合には、適宜改訂を検討します。

2 市内小中学校の教育環境

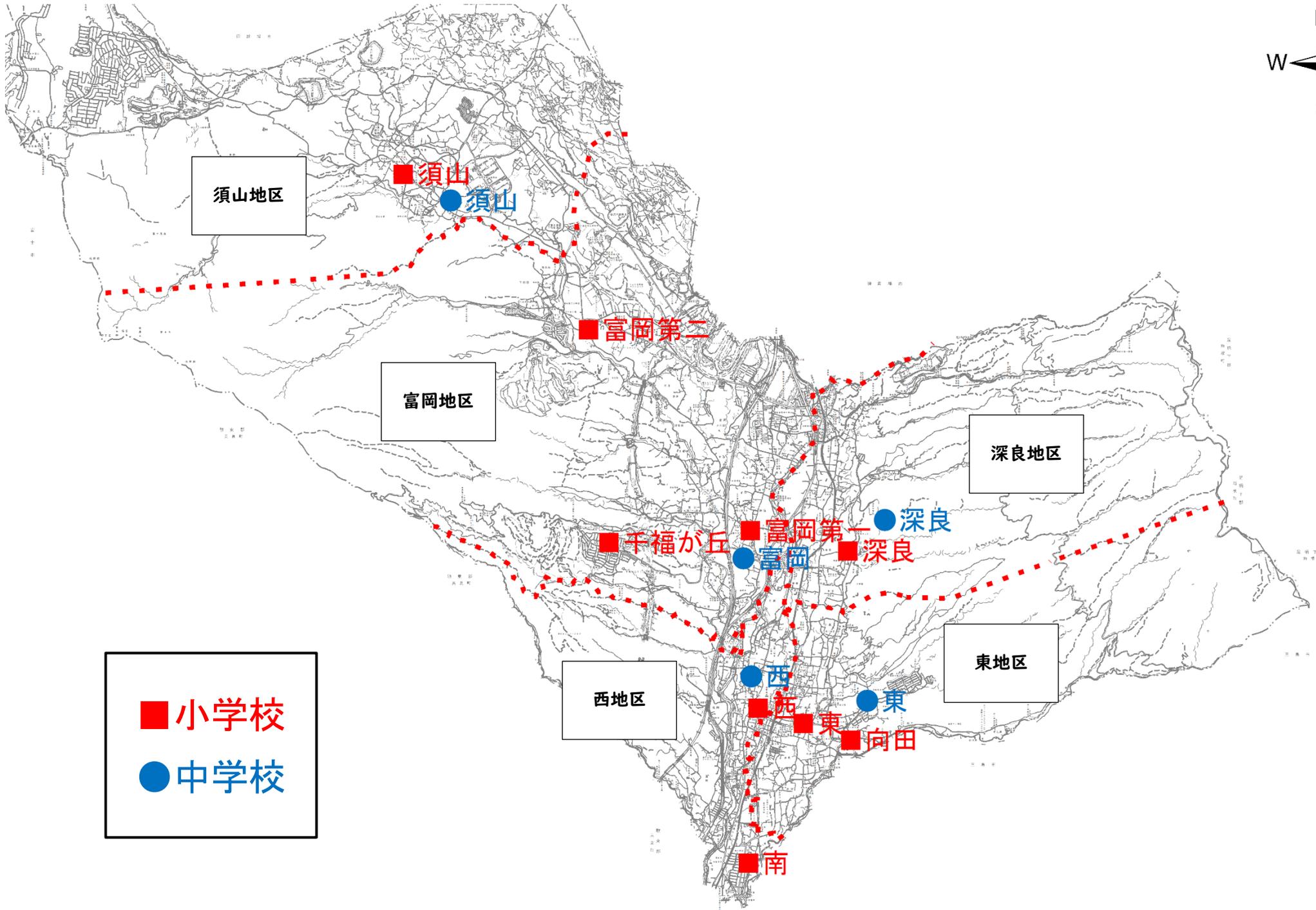
(1) 学校規模及び配置の現状

小学校は9校、中学校は5校の合計14校を設置しています。

令和4年5月1日現在

区分	学校名	所在地	延床面積 (㎡)	建築 年度※	児童生徒数		学級数	
					通常 学級	特別 支援	通常 学級	特別 支援
小学校	東小学校	茶畑399	8,111	昭和43	588	30	19	5
	西小学校	佐野1143	6,580	昭和44	702	16	23	3
	深良小学校	深良655	4,709	昭和53	243	2	11	1
	富岡第一小学校	御宿600	6,616	昭和52	446	23	16	4
	富岡第二小学校	下和田890	2,660	昭和55	72	0	6	0
	須山小学校	須山165	3,651	昭和56	90	0	6	0
	向田小学校	茶畑1133	5,368	平成元	91	2	6	1
	千福が丘小学校	千福が丘4-12-1	4,185	平成2	125	0	6	0
	南小学校	伊豆島田806-5	5,262	平成18	238	0	12	0
中学校	東中学校	公文名685-1	6,950	昭和51	357	13	12	2
	西中学校	佐野450	5,963	昭和47	444	11	14	2
	深良中学校	深良3806	4,764	昭和56	129	1	6	1
	富岡中学校	御宿579	6,728	昭和42	363	14	11	2
	須山中学校	須山1502-1	2,511	昭和60	47	0	3	0

※建築年度は現存する建物で最も古いものを記載

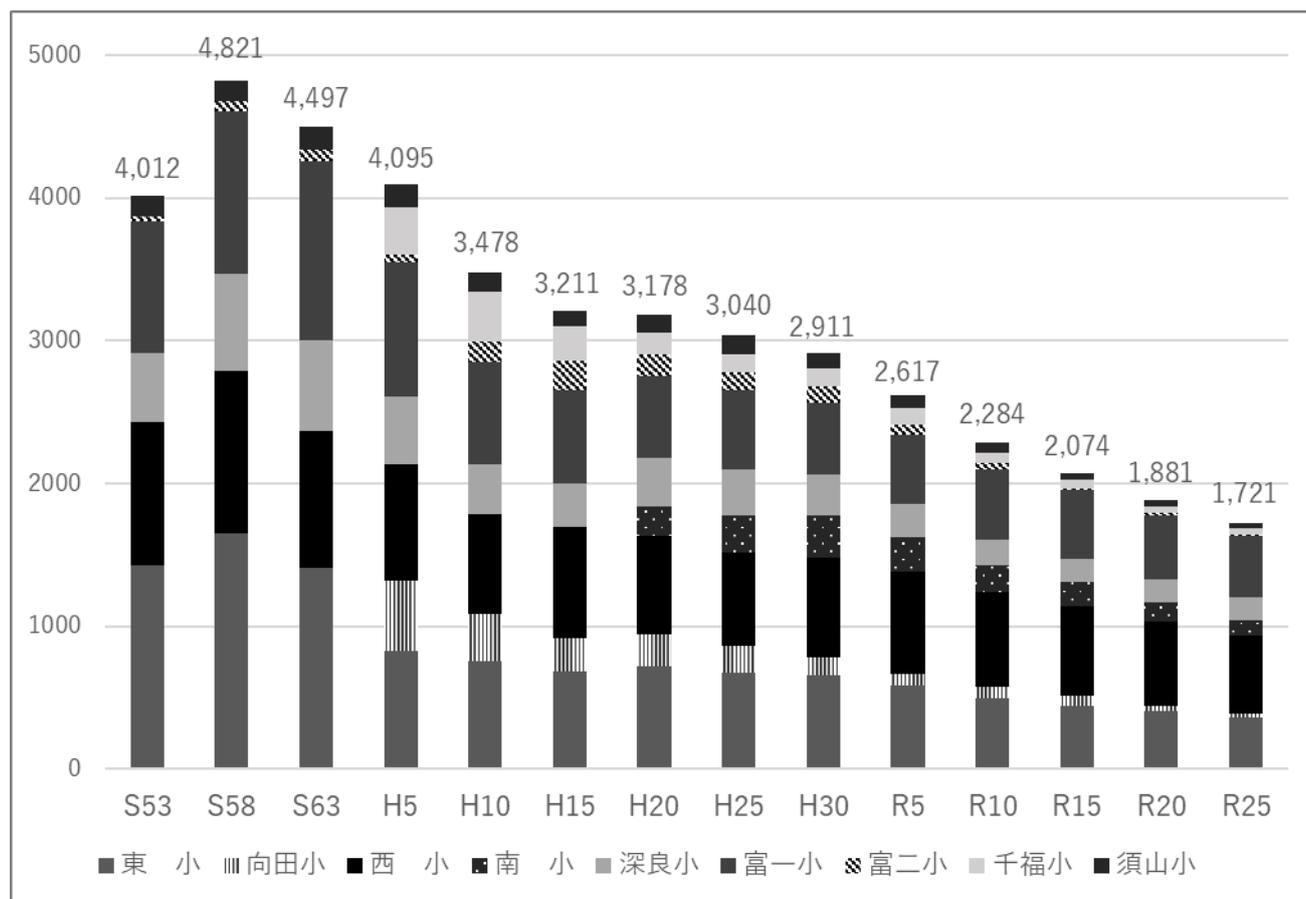


(2) 小学校の現状

小学校の児童数は、令和4年5月1日現在、2,668人となっており、向田小学校、富岡第二小学校、須山小学校、千福が丘小学校の4校では、全ての学年でクラス替えができない（単学級）状態です。

このうち向田小学校及び富岡第二小学校では、1学年の人数が10人を下回る学年も存在しており、近い将来、複式学級が発生する可能性が高くなっています。

市内全体としても、昭和58年の4,821人をピークに2,153人、45%減少しています。

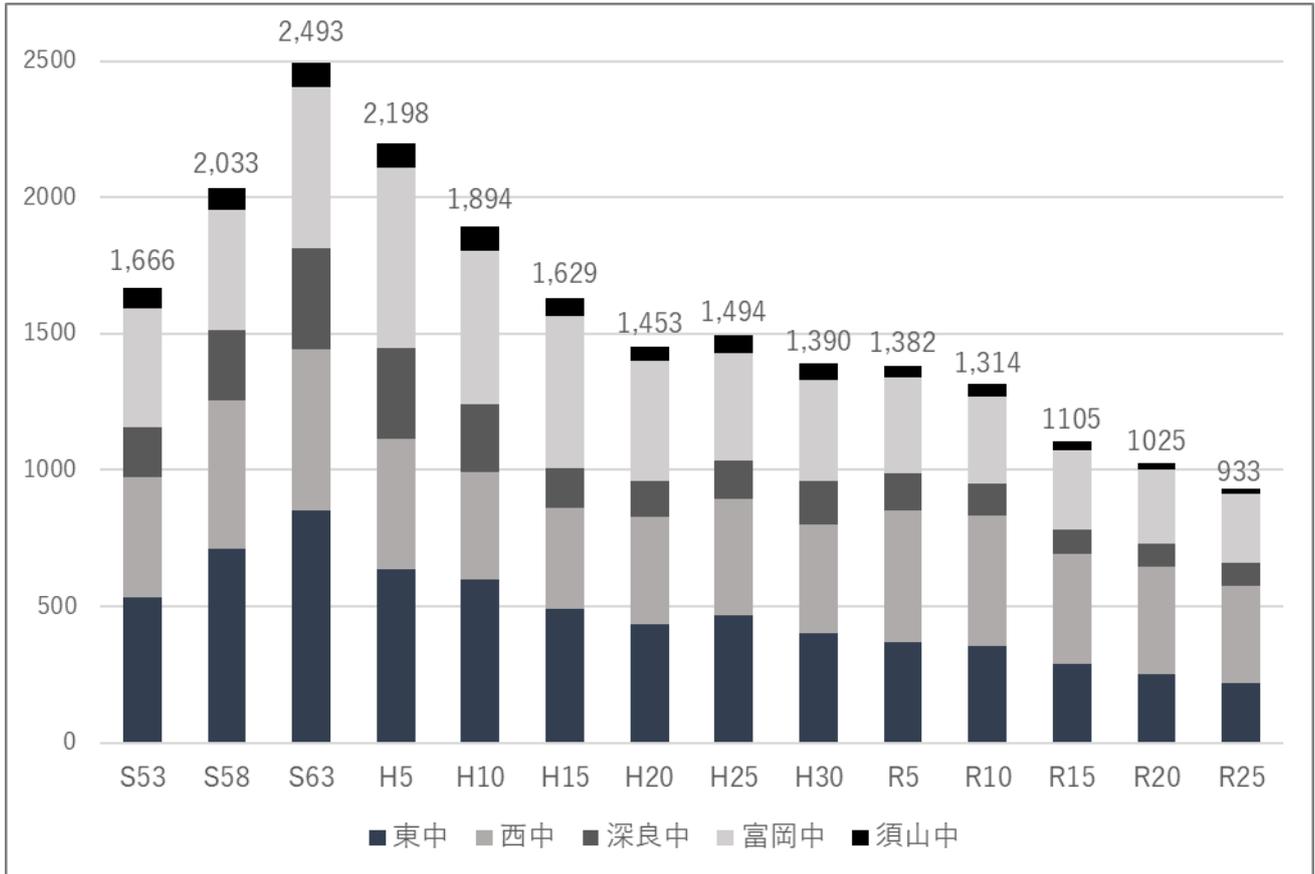


※令和5年以降は推計（住民基本台帳による未就学児人口より市独自推計）

(3) 中学校の現状

中学校の生徒数は、令和4年5月1日現在、1,379人となっており、須山中学校では、全ての学年でクラス替えができない（単学級）状態です。

また、深良中学校においては、近い将来、単学級が発生する可能性が高くなっています。市内全体としても、昭和63年の2,493人をピークに1,114人、45%減少しています。



※令和5年以降は推計（住民基本台帳による未就学児人口より市独自推計）

(4) 施設の現状

小中学校の校舎は、普通教室棟や特別教室棟、体育館などで構成され、建築年や構造（鉄筋コンクリート造や鉄骨造など）もさまざまです。

最も古い施設は昭和 42 年に建築された富岡中学校の校舎で、そのほかにも昭和 40 年代に 3 校、昭和 50 年代に 6 校建築され、築 40 年以上経過しています。

老朽化した施設は、耐震補強や大規模改造を実施し、安全性は確保していますが、引き続き施設を利用するためには、大規模改造等による長寿命化改修をする必要があります。

<築 40 年以上の校舎・体育館>（昭和 56 年以前）

学校名			構造	階数	床面積(m ²)	建築年	経過年数
東小	北校舎	東	R C	3	959	S44	53
		西	R C	3	918	S43	54
	南校舎	東	R C	3	1,282	S50	47
		西	R C	4	3,535	S54	43
西小	北校舎	東	R C	3	2,538	S44	53
		西	R C	3	566	S48	49
	南校舎	東	R C	2	771	S44	53
		西	R C	3	1,490	S55	42
深良小	校舎	西	R C	3	1,583	S54	43
	体育館		S	1	753	S53	44
富一小	北校舎	東	R C	3	1,137	S52	45
	南校舎	東	R C	4	3,505	S56	41
	体育館		S	1	945	S55	42
富二小	校舎	東	R C	2	1,316	S55	42
須山小	校舎	東	R C	2	1,243	S56	41
東中	北校舎	東	R C	3	1,285	S52	45
		西	R C	3	2,097	S51	46
	南校舎	東	R C	2	981	S52	45
	体育館		S	2	1,098	S54	43
西中	北校舎		R C	3	2,257	S47	50
深良中	校舎		R C	3	3,113	S56	41
富岡中	北校舎	西	R C	3	2,710	S42	55

※構造欄の RC は鉄筋コンクリート造、S は鉄骨造

※令和 4 年 4 月時点

3 再編整備に係る基本的な考え方

学校の再編は、以下に掲げる考え方を基本に実施します。

特に「適正規模」と「適正配置」については、相互に密接な関係にあることから、両面を総合的に判断し、実施することとします。

(1) 適正規模の基本的な考え方

学校教育法施行規則に基づく標準的な学校規模は、小中学校ともに「12学級以上18学級以下」とされています。基本的には国の基準に従うことが望ましいと考えますが、本市において、この基準以下の学校を一律に再編（統合）の対象とした場合、校区が大幅に拡大して、児童生徒の登下校の安全性に支障をきたすことや、地域コミュニティの核を喪失する可能性があります。

そこで本市では、本市の実態に合った独自の基準を策定することとします。

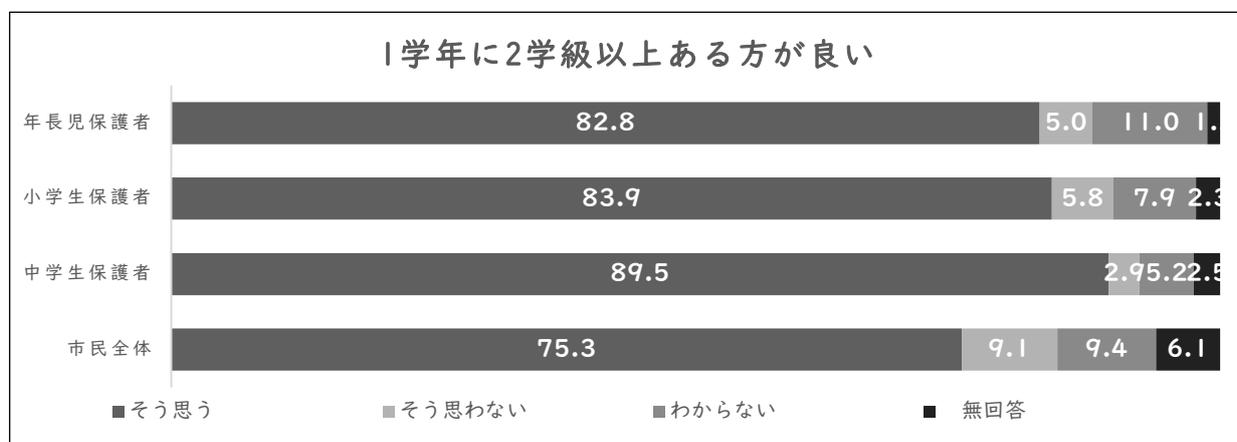
本市における適正規模

クラス替えが可能な1学年2学級以上となる規模

※上記の規模を理想としますが、小学校では「複式学級」になる可能性が高い場合は、再編（統合）について早期に検討を開始します。

1学年2学級以上となる規模が、教育環境面だけでなく、指導体制面や学校経営面においても、本市の教育理念である「学びあい、高めあいながら、人間性豊かに未来を目指す人づくり」実現のために相応しい規模です。

また、令和元年に実施した裾野市教育に関するアンケート調査において、1学年2学級以上ある方が良いと回答した方が大半であったことや、学校再編意見交換会においても多くの参加者がクラス替え可能な規模を望まれていたことから、1学年2学級以上となる規模を本市における適正規模としました。



※裾野市教育に関するアンケート調査（令和元年12月）

前記の規模とすることを基本に次に掲げる考え方に基づいて実施します。

教育環境面

- ① 児童生徒相互の学び合う機会を大切にするとともに、学ぶ意欲を高めるためにも、複数の学級が編成でき、クラス替えが可能な学校規模とします。
- ② 多様な価値観を持つ仲間と触れ合い、切磋琢磨することを通じて、多様性を受け入れ、社会性や協調性を育みやすい学校規模とします。

指導体制面

- ① 教科の専門性を生かした教育が実施できるよう、各教科の専門教員が適切に配置できる学校規模とします。
- ② 中学校においては、部活動等の課外活動の充実も重要な意味を持つため、生徒のニーズに応じた多様な課外活動が実施できる学校規模とします。

学校経営面

- ① 学年間、教科間で教員相互が十分に協議できるなど、指導方法の工夫・改善を進めるために、1学年当たりの学級担任及び教科の専門教員を複数配置できる学校規模とします。
- ② 緊急時及び問題発生時に必要な教職員の支援・協力体制を組むことができる学校規模とします。

【参考：国の基準（一部抜粋）】

・学校教育法施行規則第41条（中学校は準用）

小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。

ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

・義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条

適正な学校規模の条件は、学級数が、小学校及び中学校にあってはおおむね12学級から18学級までであること。

・公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（平成27年1月）

小学校では、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上（12学級以上）あることが望ましい。

中学校では、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上（6学級以上）が必要となる。また、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましい。

(2) 適正配置の基本的な考え方

国が示している、通学距離は「小学校は4 km以内、中学校は6 km以内」、通学時間は「適切な通学手段を確保することで、おおむね1時間以内」という基準を基本としながらも、本市における適正配置は、本市の実態に合った独自の基準を策定することとします。

本市における適正配置

既存の学校施設及び用地を活用することを前提に、地理的条件に加え社会的な成り立ちによる生活圏域に配慮しつつ、全市的なバランスを考慮した配置

前記の配置とすることを基本に次に掲げる考え方に基づいて実施します。

① 再編（統合）により遠距離通学となる児童生徒については、安全に通学できるよう支援策を講じます。

支援策については、各学校の地理的条件などの実情を踏まえ、当該学校や地域の代表者等で構成する「(仮称) 学校再編推進協議会」を立ち上げ、個別具体的に検討します。

② 通学路については、交通と防犯の両面から安全性について十分な配慮を行うとともに、特に低学年の児童が安全に通学できるよう、必要に応じた通学環境の改善を図ります。

③ 再編（統合）により廃止となる学校施設及び用地については、地域の貴重な財産として、地域の要望等、幅広い視点からの有効活用を検討します。

【参考：国の基準（一部抜粋）】

・義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条

適正な学校規模の条件は、通学距離が、小学校にあってはおおむね4 km以内、中学校にあってはおおむね6 km以内であること。

・公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（平成27年1月）

○通学距離による考え方

徒歩や自転車による通学距離としては、小学校で4 km以内、中学校で6 km以内という基準はおおよその目安として引き続き妥当である。その上で、各市町村においては、通学路の安全確保の状況や地理的な条件に加え、徒歩による通学なのか、一部の児童生徒について自転車通学を認めたり、スクールバスを導入したりするのかなども考慮の上、児童生徒の実態や地域の実情を踏まえた適切な通学距離の基準を設定することが望まれる。

○通学時間による考え方

適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということ为前提として、通学時間について、「おおむね1時間以内」を一応の目安とした上で、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて1時間以上や1時間以内に設定することの適否も含めた判断を行うことが適当である。

(3) 施設整備の基本的な考え方

再編に伴う学校施設の新增築又は改修を検討する場合は、財政負担の軽減・平準化を図る観点から、複数の公共施設等を一体的に整備することを検討するため、裾野市公共施設等総合管理計画とも調整を図りながら、地域のコミュニティスペースや他の公共施設との複合化も選択肢の一つとして検討します。

(4) 特別支援教育施設（教室）の基本的な考え方

児童生徒一人一人の教育的ニーズ（本人の特性及び心身の発達の段階等を把握して、具体的にどのような特別な指導や教育上の合理的配慮を含む支援が必要かを検討することで整理されるもの）を踏まえ、本人及び保護者の意見、教育学、医学、心理学等、専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、就学先の学校や学びの場を判断することが必要です。

これらを踏まえ、学校再編に伴い特別支援学級や通級指導での指導が必要となった場合は、その環境を整えるとともに、継続的に学びの場を検討し、特別支援教育の充実を図ります。

【参考：文部科学省「障害のある子供の教育支援の手引」（令和3年6月）抜粋】

教育的ニーズの整理する際の観点

最も大切にしなければならないことは、子供の自立と社会参加を見据え、その時点でその子供に最も必要な教育を提供することである。

三つの観点

①障害の状態等 / ②特別な指導内容 / ③教育上の合理的配慮[※]を含む必要な支援の内容

※合理的配慮

障害のある子どもが、他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、

- ・学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整のこと
- ・障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの
- ・学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの

(5) 再編整備の検討上の配慮

再編整備は、児童生徒にとってより良い教育環境を整備すること、教育の質の更なる充実を図ることを一番の目的としながらも、学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域における「コミュニティの核」及び「防災拠点」としての性格をも有することから、まちづくりの在り方と密接な関係があります。

このことから、学校規模の適正化や適正配置の具体的な検討については、児童生徒の人数規模を機械的に適用するのではなく、「地域とともにある学校づくり」の視点を踏まえ、学校、保護者、地域の方々等との懇談や協議を通して十分な合意形成を図りながら、取り組むこととします。

(6) 教育的効果として期待できること

再編整備により、単学級が複数学級（適正規模）になることで、教育的効果として期待できることを以下に示します。

児童生徒の視点

- ① 児童生徒同士が多様な意見に触れ、刺激し合い、成長することが期待できる
- ② 新たな人間関係を構築する力を伸ばすことが期待できる
- ③ クラス替えを契機として児童生徒が意欲を新たにすることが期待できる
- ④ 関わる教職員、大人が増え、相談できる人の選択肢が増えることが期待できる
- ⑤ 免許外指導の教科が減り、専門性のある教科指導が増えることが期待できる
- ⑥ 学校行事など、活動のバリエーションが広がり、よりダイナミックに展開することが期待できる
- ⑦ クラブ活動や部活動の選択肢が増えることが期待できる

学校運営の視点

- ① 児童生徒の良さを多面的に観るとともにチーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法が期待できる
- ② 児童生徒の心配ごとに対して、より多くの教職員がチームとして対応することができる
- ③ 経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置とそれらを生かした指導の充実が期待できる
- ④ 校務を組織的に行うことで、教職員一人当たりの校務負担を軽減することが期待できる（学年行事を複数の教職員で準備できるなど）
- ⑤ 出張や緊急対応の負担軽減が期待できる
- ⑥ 多様な考えを持つ教職員により、研修の充実が期待できる
- ⑦ 学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが期待できる

このような教育的効果によって、学校の活性化が図られ、持続的で魅力的な学校づくりにつながるものになります。また、多様な価値観に触れ、豊かな人間関係を構築することが、急激に変化する社会変化の中で、たくましく生きていくための素地がつけられることが期待できます。

4 具体的な再編計画

(1) 再編の期間

再編の期間は、令和 5 年度（2023 年度）から令和 19 年度（2037 年度）までの 15 年間とし、前期（令和 5 年度から令和 9 年度）、中期（令和 10 年度から令和 14 年度）、後期（令和 15 年度から令和 19 年度）の各期 5 年で再編を計画します。

(2) 再編対象学校及び再編の時期

再編対象学校及び再編の時期は、保護者および地域の十分な理解と協力が得られた学校から、可能な限り早い時期に進めることとします。

具体的な取組み

① 向田小学校と東小学校の再編（統合）【前期における取組み】

向田小学校は適正規模を下回る 10 人以下の学級が存在しており、将来的にも適正規模を大きく下回る予測がされていることから、その解消を図るとともに、東中学校へ進学する際の環境の変化等のギャップを解消するため、令和 7 年度に東小学校との再編（統合）を進めます。再編（統合）校舎は現在の東小学校校舎とします。

なお、向田小学校の跡地については、現在の東中学校を移転します。向田小学校の閉校後、校舎の長寿命化改修や不足する特別教室の整備等を行い、令和 10 年度を目途に移転できるよう努めます。

② 富岡第二小学校と富岡第一小学校の再編（統合）【前期～中期における取組み】

富岡第二小学校は適正規模を下回る 10 人以下の学級が複数存在しており、今後も適正規模を大きく下回る予測がされていることから、その解消を図るとともに、富岡中学校へ進学する際の環境の変化等のギャップを解消するため、令和 9 年度を目途に富岡第一小学校との再編（統合）を進めます。再編（統合）校舎は現在の富岡第一小学校校舎とします。

再編（統合）に伴う安全な通学手段の問題については、児童や保護者にとって過重な負担とならないよう、スクールバス等の運行、既存路線バスの拡充、通学費の補助等、各学校の実情に合わせた通学方法を検討するだけでなく、スクールバス等の乗降場所やロータリー等の設置、学校行事等における保護者の駐車場の拡大についても検討します。

また、通学区域の変更に伴う通学路の整備、学校・教育委員会・道路管理者・警察等の関係機関との連携、保護者・PTA・近隣住民等による見守り活動、ICT を活用した見守りシステムの導入、既存のサービスや機器等を保有する企業や団体との連携など、登下校時の安全確保に向けた取り組みについても検討します。

③ 須山中学校と深良中学校と富岡中学校の再編（統合）【中期～後期における取組み】

須山地区と深良地区は小学校1校、中学校1校であるため、9年間同じ環境となっており、須山中学校では全学年が単学級、深良中学校でも将来的には単学級が発生する可能性が高い状況です。

そのため、単学級の解消とともに、生徒のニーズに応じた多様な部活動等の課外活動の充実を図るため、富岡中学校を含めた3校の再編（統合）を進め（仮称）北中学校として整備します。再編（統合）校舎は現在の富岡中学校校舎を前提としながらも、敷地の拡張による新設も視野に検討します。

再編（統合）に伴う安全な通学手段の問題については、児童や保護者にとって過重な負担とならないよう、スクールバス等の運行、既存路線バスの拡充、自転車通学、通学費の補助等、各学校の実情に合わせた通学方法を検討するだけでなく、スクールバス等の乗降場所やロータリー等の設置、学校行事等における保護者の駐車場の拡大についても検討します。

また、通学区域の変更に伴う通学路の整備、学校・教育委員会・道路管理者・警察等の関係機関との連携、保護者・PTA・近隣住民等による見守り活動、ICTを活用した見守りシステムの導入、既存のサービスや機器等を保有する企業や団体との連携など、登下校時の安全確保に向けた取組みについても検討します。

再編（統合）により須山地区・深良地区・富岡地区の歴史や伝統行事等を従前の地区を超えて学習・参加できる機会となることから、教育課程の中で広く学習できる環境を構築し、そのために必要な予算等の確保に努めます。

④ 須山小学校の小規模特認校制度※の導入【中期における取組み】

須山小学校は近い将来10人以下の学級が発生する可能性が高く、将来的には複式学級が発生する可能性があります。

適正配置の観点から全市的なバランスを考慮した結果、須山小学校を存続させ、適正規模に近づけるため、須山小学校に小規模特認校制度を導入します。

適正規模に近づけ、学校を存続するためには継続的に新規入学者を確保しなければなりません。小規模特認校制度を実効のある制度にするには、「地域で学校を支える・盛り上げる」という想いを地域1人1人が共有する必要があります。

子どもも含めたあらゆる世代の地域住民が、積極的に交流することで「自分たちも主体的に学校に関わって良いのだ」ということを体感で理解してもらいつつ、地域・学校・教育委員会が連携し、須山小学校における学習の「特色」を地域も一体となって考え、見出し、再編前から魅力発信できるよう努めます。

※小規模特認校制度

学校選択制の一つである特認校制を小規模校で実施するもの。従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、市内のどこからでも就学を認める制度。

⑤ 千福が丘小学校と富岡第一小学校の再編（統合）【中期～後期における取組み】

千福が丘小学校は近い将来、適正規模を下回る 10 人以下の学級が発生する可能性が高く、将来的には適正規模を大きく下回る予測がされていることから、その解消を図るとともに、富岡中学校へ進学する際の環境の変化等のギャップを解消するため、富岡第一小学校との再編（統合）を進めます。再編（統合）校舎は現在の富岡第一小学校校舎とします。

再編（統合）に伴う通学の足の問題については、児童や保護者にとって過重な負担とならないよう、スクールバス等の運行、既存路線バスの拡充、通学費の補助等、各学校の実情に合わせた通学方法を検討するだけでなく、スクールバス等の乗降場所やロータリー等の設置、学校行事等における保護者の駐車場の拡大についても検討します。

また、通学区域の変更に伴う通学路の整備、学校・教育委員会・道路管理者・警察等の関係機関との連携、保護者・PTA・近隣住民等による見守り活動、ICT を活用した見守りシステムの導入、既存のサービスや機器等を保有する企業や団体との連携など、登下校時の安全確保に向けた取り組みについても検討します。

再編対象学校及び再編の時期一覧

	前期 (R5～R9)	中期 (R10～R14)	後期 (R15～R19)
①	向田小学校と東小学校の再編（統合）	向田小学校跡地への東中学校の移転	
②		富岡第二小学校と富岡第一小学校の再編（統合）	
③		須山中学校と深良中学校と富岡中学校の再編（統合）	
④		須山小学校の小規模特認校制度の導入	
⑤			千福が丘小学校と富岡第一小学校の再編（統合）

再編前		
小学校	東小学校・向田小学校・西小学校・南小学校・深良小学校・ 富岡第一小学校・富岡第二小学校・千福が丘小学校・須山小学校	9校
中学校	東中学校・西中学校・深良中学校・富岡中学校・須山中学校	5校



再編後		
小学校	東小学校・向田小学校・西小学校・南小学校・深良小学校・ 富岡第一小学校・富岡第二小学校・千福が丘小学校・須山小学校	6校
中学校	東中学校・西中学校・深良中学校・富岡中学校・須山中学校	3校

(3) 再編に伴う課題に対する支援措置

① 安全・安心な通学方法の確保

再編（統合）により通学時間やその他の通学条件が、児童生徒やその保護者にとって過重な負担とならないよう、スクールバス等の運行、既存路線バスの拡充、自転車通学、通学費補助金等、各学校の実情に合わせた通学方法を検討します。

また、通学路の安全・安心を確保するため、通学路の安全点検とその対策に努めます。

② 児童生徒の心のケア

再編（統合）により学習環境等が変化することで発生する、児童生徒の精神的負担を軽減するため、再編（統合）前から両校の交流等を行います。

また、再編（統合）前の学校から継続して勤務する教職員をなるべく多く配置するなど、円滑な再編（統合）と再編（統合）後の学校生活の充実を図ります。

③ 保護者の負担軽減

再編（統合）前から統一した学用品にするなど、保護者の負担を軽減することに配慮します。

④ 学校予算の充実

再編（統合）による学校数の減少に伴う施設維持管理経費の減少部を、より充実した教育環境の整備に充当するなど、学校予算の確保・充実に努めます。

⑤ 放課後児童室の利用等

放課後児童室は、学校の再編（統合）に合わせ、再編（統合）を行いますが、再編（統合）前からの利用者が、引き続き利用できるよう整備します。

5 その他

(1) 学校給食センター、自校式給食施設

現在の学校給食は、学校給食センターと7校の自校式給食施設で提供されています。

自校式給食施設のうち、5校が築40年以上経過しており、老朽化が進んでいます。

このことから、施設設備の老朽化の状況、給食の提供食数の減少、給食配送車の運行状況等を総合的に考慮し、自校式給食施設から学校給食センターへの集約を検討します。

集約時には、公設だけでなくPFI等の民間活力の活用についても検討を進めます。

(2) 閉校する学校の跡地利用

再編（統合）により廃止となる学校施設及び用地については、今後のまちづくりの観点から総合的に有効活用を検討します。

跡地利用が決定するまでの間は、地域の方の利用希望を確認の上、地域の文化・スポーツ活動等の場として開放するよう検討します。

(3) 存続する学校施設の建替え、長寿命化工事

再編計画において今後も存続する学校については、築年数が40年超かつ劣化が進んでいる施設から順番に、建替え又は健全性を回復するための長寿命化改修を行います。また、老朽化状況の把握で部材等の劣化が進んでいる施設のうち、概ね10年程度の間建替え又は長寿命化改修を行う予定のない学校施設については、早急に必要な修繕を行い、劣化の解消に努めます。